七　関税率表第〇三〇五・三九号の二に掲げる貨物のうち、にしん（クルペア属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

別表第二第六号中「第六五〇五・九〇号」を「第六五〇五・〇〇号の二」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第五条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第〇四〇一・三〇号」を「第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号」に改め、「第〇七一三・三三号」の下に「、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号」を、「第〇七一三・五〇号」の下に「、第〇七一三・六〇号」を加え、「第一二〇二・一〇号、第一二〇二・二〇号」を「第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号、第一二〇二・四二号」に改める。

別表暫定法別表第一の番号の欄中「〇四〇一・三〇」を「〇四〇一・四〇　〇四〇一・五〇」に、「〇七一三・三三」を「〇七一三・五〇　〇七一三・六〇」に、「一二〇二・一〇　一二〇二・二〇」を「一二〇二・三〇　一二〇二・四一　一二〇二・四二」に改め、同表品名の欄中「落花生（いつて）」を「落花生（煎つて）」に改める。

（石油石炭税法施行令の一部改正）

第六条　石油石炭税法施行令（昭和五十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二七一〇・一九号の二」の下に「若しくは第二七一〇・二〇号の二」を加える。

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第七条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五項中「第一七〇一・一一号の一の㈠」を「第一七〇一・一三号及び第一七〇一・一四号の一の㈠」に改める。

別表第三品目の欄中「第〇八〇三・〇〇号の一」を「第〇八〇三・一〇号の一及び第〇八〇三・九〇号の一」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定（関税法施行令第二条の改正規定を除く。）は、平成二十三年十二月一日から施行する。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百六十六号

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年六月一日とする。

環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百六十七号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第五条第三項、第二十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の三の次に次の一条を加える。

（有害物質貯蔵指定施設）

第四条の四　法第五条第三項の政令で定める指定施設は、第二条に規定する物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設とする。

第八条第一項中「の設置者」の下に「（当該特定事業場から排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者に限る。以下この項において同じ。）」を加え、「第五条第一項第八号」を「第五条第一項第九号」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の」を「第一項又は第二項の」に改め、「特定施設」の下に「又は指定施設」を、「第十三条の二第一項」の下に「、第十三条の三第一項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を、「処理施設」の下に「、有害物質貯蔵指定施設」を、「原料」の下に「、有害物質貯蔵指定施設において貯蔵する物」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　環境大臣又は都道府県知事は、法第二十二条第一項の規定により、特定事業場若しくは有害物質貯蔵指定事業場の設置者（前項の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。）又は設置者であつた者に対し、特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法及び法第五条第三項第六号の環境省令で定める事項について報告を求めることができる。

第十条第二号中「第十三条の二第一項」の下に「、第十三条の三第一項」を加え、同条第四号中「第十三条の三」を「第十三条の四」に改める。

附　則

この政令は、水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年六月一日）から施行する。

環境大臣　細野　豪志
内閣総理大臣　野田　佳彦